平成２４年（フ）第４９３号
埼玉県春日部市備後東８丁目３番５号
債務者　飯田　真史
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５１０号
埼玉県越谷市赤山町３丁目138番地　ダイアパレス越谷Ⅱ402号
債務者　會田　宏之
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５１４号
埼玉県三郷市高州１丁目105番地　サンハイムミサト101号室、旧住所埼玉県三郷市高州１丁目107番地
債務者　工藤　孝子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５３１号
埼玉県越谷市千間台西３丁目３番地　パークタウン12―103
債務者　伊藤　智之
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５３４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽1420番地２
債務者　中村　　節
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５５１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東１丁目１番地５　高野台ハイツ305
債務者　星野まゆみ
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１６５８号
札幌市北区北26条西５丁目１番２―305号
債務者　佐々木安五郎
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８２２号
北海道江別市７条６丁目４番地の１　ミツヤビル203、住民票上の住所北海道江別市大麻泉町７番地の10
債務者　清水　香織
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８３６号
札幌市北区屯田11条１丁目９番７―206号
債務者　濱中みちほ（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９１２号
札幌市豊平区月寒西２条６丁目１番８号　ピュアハイツ201号
債務者　内藤　　敦
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９１４号
札幌市豊平区月寒東５条17丁目６番８号　左号室
債務者　野田　言人
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９３５号
札幌市東区北51条東２丁目３番６―103号
債務者　小割　研一
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９５８号
札幌市東区北25条東20丁目４番30号　元町グランビレッジＦ102号
債務者　松下　浩一
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０８５号
札幌市厚別区厚別中央５条４丁目７番16号　セリエス５・４―101号
債務者　赤平　憲道
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１６９号
札幌市東区北44条東５丁目３番11号
債務者　武岡　重子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４７号
群馬県高崎市田町119番地１　シティハイム田町702号
債務者　仁田山眞吾
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２４９号
群馬県安中市原市1475番地２
債務者　槻　美智子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部